

正

令和3年(ネ受)第13号 損害賠償請求上告受理申立事件
(原審事件番号 大阪高等裁判所令和2年(ネ)第955号)
申立人 山口薰
相手方 学校法人同志社

上告受理申立理由書

令和3年3月15日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 辰巳裕



申立人本人

大学院教授・経済学博士 山口



第1. 専門外の科目担当の教養・教員資格の無いゲストスピーカーによる科目担当に関する、学問の自由(憲法23条)及び学校教育法92条・大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)の法令解釈の重大な誤りなし審理不尽

1. 原判決

原判決は、「複数の専門家によるオムニバス形式で行われる講義であって、特に、一人の専門家は1回のみ講義を行うという場合には、全学的に見て、通常はゲストスピーカーとされている。そうであるとすれば、グリーンMBAの2科目について、従前の嘱託講師をゲストスピーカーに切り替えることによって、直ちに控訴人が主張するような違法の問題等が生じるとはにわかに考えがたい。」

「仮に、それまでの講義の在り方のまま、嘱託講師をゲストスピーカーに切り替えるだけでは、控訴人が指摘するような問題が生じ得るとしても、上記のような全学的な状況からすれば、そのような問題が生じないように工夫して講義を行うことも不可能ではなかったことがうかがわれ、本件において、グリーンMBA科目について、このような工夫をすることができなかつたと認めるに足りる主張・立証はされていない。」「このことに加えて、上記のとおり、ビジネス研究科は、平成24年度のグリーンMBA2科目について、ゲストスピーカーに対し研究科の予算により従前の嘱託講師と同額の謝礼・交通費で出講を依頼することとした上、従前嘱託講師であった者に対して理解を求める依頼文書を送付する

などして、大学執行部の要請を受け入れつつ、控訴人の企画に係るグリーンMBA 2科目の講義の形式、内容及び水準の維持、確保を可能な限り図ったということができる。これらからすれば、控訴人には、大学執行部からの要請に応じつつ、控訴人が指摘するような問題の発生を回避し、かつ、従前の教育水準を維持することができるような講義を工夫することが要請ないし少なくとも期待されていたというべきである。」などとして、「八田学長及び土田副学長を含む大学執行部が、ビジネス研究科に対し、嘱託講師の委嘱に関する申合せの遵守を要請し、これを受け、ビジネス研究科がグリーンマネジメント科目の嘱託講師をゲストスピーカーに切り替えることとしたことをもって、控訴人の学問の自由ないし教授の自由を侵害する違法な行為であると評価することはできない」と判示する（9頁以下）。

2. 「教員」の資格と任用手続

学校教育法や大学設置基準・大学院設置基準・専門職大学院設置基準が予定する「教員」は「教授」「准教授」「助教」「講師」である（学校教育法92条）。「教員」にはそれぞれ資格要件があり（学校教育法92条・大学設置基準第4章）、同志社大学においても同志社大学教員任用規程（甲2）・同志社大学大学院教員任用内規（甲3）・ビジネス研究科人事手続要領（甲4）・ビジネス研究科人事手続要領実施細則（甲59）により任用手續が定められている。

3. ゲストスピーカーは「教員」ではないこと

ゲストスピーカーは「教員」ではないことについては争いはない。なお、そもそもゲストスピーカーなるものの位置づけは明確ではないが、例えば「公立大学法人山口県立大学ゲストスピーカー取扱要領」では、授業科目において、その内容を補完し、本学の教育活動の一層の充実を図ることを目的として招聘する者とされている。あくまで、教員が行う授業内容を「補完」するために活用されるものである。

なお、ゲストスピーカーは学生の成績評価・試験・採点を行うことは勿論できない。

4. 教員は、専攻分野・専門分野の科目担当をすること

（1）当然のことであるが、教員は専攻分野について、その資格が認められており、専攻分野を担当する。例えば、学校教育法92条6項は「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とされており、専攻分野を教授するのであって、専攻分野ではない分野を教授することはもちろん予定されていない。同志社大学大学院教員任用内規（甲3）においても、「担当する専門分野に関し」での指導能力が求められており（3条・4条）、教員が専門分野外の科目を担当することは予定されていない。

(2) 学生の成績評価についても、専門分野における知識・能力・実績があつてはじめて適正に行うことができ、それが単位の取得さらには学位の認定につながることとなる。

5. グリーンMBA科目の領域の多くは申立人の専攻分野・専門分野ではないこと

ある教員が自分が専門分野として担当する科目について、さらに発展的な授業を展開するために、実務家等をゲストスピーカーとして招聘することは勿論あり得る。申立人もそのことは否定しない。そして、原判決が言う「全学的な状況」はあくまで、担当教員が、専門分野について科目担当をしている大前提のもとで、その講義をゲストスピーカーで補完し、あるいは、「オムニバス形式」で展開する場合には勿論成り立つ話である。しかし、本件で問題なのは、グリーンMBA科目の領域の多くは申立人の専攻分野・専門分野ではなかったということである。

すなわち、申立人は、マクロ経済学・経営システムダイナミックスを専門分野とする経済学者であるところ(甲53)，グリーンMBA2科目は環境・生物学・工学など幅広い分野・学問領域を横断する講義内容に多分に含んでおり、生態系サービス・生物多様性(乙32)や風力発電・バイオマス・燃料電池・砂漠の緑化(乙33)などは、申立人(あるいは新田義孝)の専攻分野・専門分野ではない。そして、学生が提出するアサインメントの採点ももちろん行うこともできない(乙32・33)。そこで、過去2年間はグリーン2科目は、複数の「嘱託講師」という「教員」がそれぞれの専攻分野・専門分野について共同で講義を担当してきたのであり、毎回提出される学生からのアサインメントも各嘱託講師が採点をし、成績評価をしてきたのである。

6. 原判決の法令解釈の重大な誤りないし審理不尽

(1) 原判決は、同志社大学では全学的に見て、複数の専門家によるオムニバス形式で行われる講義であつて、特に、一人の専門家は1回のみ講義を行う場合には、通常はゲストスピーカーで行うとされていることを理由に、違法の問題等は生じるとはにわかに考えがたいとする。

しかしながら、ゲストスピーカーに学生を教授させ、成績評価をしているのであれば、同志社大学の全学的な状況そのものが違法であり誤っているのであり、何らの理由にもなっていないし、同志社大学の全学的な状況の適法性そのものについての審理を一切欠いている。ゲストスピーカーが活用されている科目そのものは、もともと担当教員が専攻分野・専門分野としており、その上で、その授業を発展的に展開するために、教員の授業を補完するものとして、ゲストスピーカーが招聘される必要がある。グリーンMBA2科目のようにもともと申立人の専門分野・専攻分野ではない幅広い領域を総合した科目においてあてはまる議

論ではない。

結果、もしもゲストスピーカーとされたものが実質、学生を教授し、あるいは成績評価等も行うのであれば、教員資格の無い者が学生に教授を行ったとして学校教育法等の法令上の違法の問題が生じるし、申立人一人が全講義領域の科目担当とされる、あるいは成績評価を委ねられるのであれば、専門外の科目担当をするという違法に加担することを強要されたことになる。

大学院というわが国の最高教育機関の教育組織の品質に関わる問題であり、「教員」であろうと、なかろうと、同じ人が引き続き担当するのであるからよいのではないかなどという弛緩的な扱いは絶対に許されない。

(2) 原判決は、仮に、と前置きをして、それまでの講義の在り方のまま、嘱託講師をゲストスピーカーに切り替えるだけでは問題が生じうるとしても、「そのような問題が生じないように工夫して講義を行うことも不可能ではなかったことがうかがわれ」とする。そして、そのようなことが不可能であったことを申立人に立証することを求めている。このような問題提起は一審・原審を通して相手方からも全く示されたことはなかった点で、審理不尽である。

そもそも専攻分野・専門分野ではない講義内容を多く含むグリーンMBAは各分野の専門家を教員として共同で講義を担うことで、はじめて、専門分野を教授することが可能となっている。これを、申立人が専門外の分野をもただ一人で教員として担当することを実現する「工夫」など存在しない。講義内容を全て申立人の専攻分野・専門分野とするしかないが、それでは環境や生物多様性、持続可能なシステムなどグリーン科目とはならない。それぞれの領域について専門家を教員として招聘し、共同講義の形態を実現することが「工夫」なのであり、それを同志社大学執行部も了承して2年間現に実施してきたのである。ゲストスピーカーという教員資格のない者に代替するという違法をどのように解消するのかという工夫など存在しない。

(3) 原判決は、従前の嘱託講師に同額の謝礼・交通費で出講を依頼し、理解を求める文書を送付することで、グリーンMBA 2科目の講義の形式、内容及び水準の維持、確保を可能な限り図ったとする。しかし、交通費や謝礼の多寡は、講義の形式、内容及び水準の維持、確保とは関連しない(弁護士資格を失った元弁護士に同じ報酬で事件を引き続き担当してもらうこと、あるいは医師免許を剥奪された元医師に医療行為を同じ報酬で引き続き担当してもらうことと同義である)。そして学生が毎回提出するアサインメントの採点はゲストスピーカーにはできない。教員ではないゲストスピーカーが採点をするのであれば、それは違法であるし、専攻分野でない申立人が採点をするのであればそれも違法である。理解を求める文書を送付しても、「無資格」の問題は解消されない。この点を原判決は誤解して捉えているが、大学院という最高学府の質保証という観点から

はこのような歪んだ解釈は許されない。

(4)まとめ

以上のとおり、ゲストスピーカーは「教員」ではなく、またグリーンMBA2科目の全ての講義内容に申立人（あるいは新田義孝）は専攻分野・専門分野ではなかったのであるから、相手方の措置は、無資格のゲストスピーカーに教授をさせるか、専門外の科目担当を強要することのいずれかとなるのであり、この違法状態の解消は、講義内容ごとに嘱託講師など教員に担当させるしか「工夫」の余地はなかったのである。しかるに、違法状態を申立人に強要した八田学長・土田副学長・浜研究科長の行為は申立人の学問の自由・教授の自由を侵害するものであり違憲・違法である。

原判決には、学問の自由・教授の自由、学教教育法・大学設置基準等の憲法・法令解釈の重大な誤りがある。

7. 上記「第1」に関する申立人本人山口薫の上告受理申立理由

私は法律の専門家ではないので、あくまでも研究者としての立ち位置で上告理由を述べたいと思います。

高裁判決によると「教員資格のないゲストスピーカーが単独で講義をし、成績評価をしても違法ではない」ということになります。ゲストスピーカーとは文字通り、「客人」であり、教授会で大学院の教員資格を厳しく審査された有資格者ではなく、科目担当者が自由に招待できます。よって科目担当の主人がホストとして「客人」を招く場合には必ず講義中はゲストと同席しなければなりません。ましてやそんな「客人」に受講生の成績評価はできないし、無資格教員に成績評価を依頼することは違法となります。

にもかかわらず、今回の高裁判決によってこうした行為が合法とみなされて日本で定着するようになればどうなるでしょうか。安い報酬で「みなし講師」としてゲストスピーカーを採用する大学・大学院が国内で急増して高等教育レベルは一挙に低下し、やがて日本の高等教育は崩壊することになるのは明白です。私の国内外での長い研究者生活の経験（米国4大学、トルコ1大学）やそこから得られた知見からも、こんなルーズな方法で高等教育を実施している先進国の大学院は日本ぐらいです。例えば、トルコの大学では受講生の多くが不合格となるといった厳しい評価が日常茶飯事的に行われていますが、大学教員の資格審査を厳格にして身分を保障し、そうした厳しい成績評価に責任が負えるようにしています。国内でも弁護士や医師等の資格審査は厳しくしているのに、なぜ大学では無資格のゲストスピーカーが有資格の教員のように振る舞っても違法ではないのでしょうか。

ぜひ日本の高等教育の未来のためにもゲストスピーカーによる単独講義・成績評価の違法性を明確にするような判断をお願いしたく存じます。

第2. 教授会の審議・承認を経ない「指導担当外し」の違法性についての判断の遺漏・審理不尽・旧学校教育法93条・憲法23条違反

1. 原判決・原判決が引用する一審判決

原判決が引用する一審判決36頁以下は、「原告が平成25年度春のプロジェクトリサーチⅡが開講されなかったのは、これに先立つ平成24年秋の開講科目であるプロジェクトリサーチⅠを希望する学生がいなかったからすぎない」などとする。

2. 教授会の決議を経ない「指導担当外し」の違法の判断の遺漏・審理不尽

申立人は「指導担当外し」が教授会における審議・承認を経ずに行われたことの違法性を一審段階から主張していたが（一審判決5頁・控訴理由書3頁），原判決や原判決が引用する一審判決でも判断が遺漏している。

3. 「学問の自由を制度的に保障するための教授会自治」の重要性

憲法23条が保障する「学問の自由」は「大学の自治」と密接不可分の関係にあり、沿革的にも相補的な関係の中で両概念が醸成されてきた。いわゆる東大ボッロ事件における昭和38年5月22日最高裁大法廷判決も、こうした学説を踏まえた上で、大学の自治は、人事権を軸とする「教授会自治」であるとの見解を示している。そして、現在も、多くの憲法学説が、大学運営の意思決定プロセスにおける教授会権限に優越的な地位を認める立場に立っている。本件事件当時の改正前学校教育法93条も、教授会について「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めていた。

同志社大学ビジネス研究科においても、教育課程に関する事項等は教授会の審議事項とされている（ビジネス研究科教授会規程3条（4）・乙4）。そして、指導担当の決定も教授会でなされなければならないことは近藤国際プログラム委員会委員長も認めていた（飯塚28頁）。

本件の様に、個々の大学教授の学問の自由・教授の自由が脅かされているときに、その脅威から個々の大学教授の学問の自由・教授の自由を守るために制度的保障としての大学の自治・教授会自治がある。本件の様に学長・研究科長や委員長が個々の大学教授の学問の自由・教授の自由を侵害するという場面において、教授会自治はその防波堤として維持されなければならない。この教授会の審議・承認を経ずに行われた、国際プログラム委員会による「指導担当外し」は、学校教育法93条さらには憲法23条に違反し違法・違憲である。

第3. 教授会の審議・承認を経ない「科目担当外し」の違法性に関する憲法23条・旧学校教育法93条の法律解釈的重大な誤り

1. 原判決

原判決は、「国際プログラム委員会は、平成25年度からビジネスエコノミクス講義が1年次の必修科目（コア科目）とされたことを受けて、基本的かつ一般的な内容の授業を行うことが相当であるとして、控訴人に対し、発展的手法であるシステムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしい旨を依頼したというのであるが、同依頼には相応の合理性あるといえるから、控訴人としては、これに応じるべき義務があったというべきである。しかるに、控訴人がこれに応じなかつたため、被控訴人は、やむを得ず、同科目の担当教員を別の者に変更することとしたのであって、そのような判断が控訴人の学問の自由ないし教授の自由を侵害するものということはできない」（11頁）、「平成24年秋以前に、ビジネスエコノミクス講義を必修科目とすること、控訴人が平成25年春学期のビジネスエコノミクス講義を担当し、システムダイナミクスを用いた経済学の講義を行うことが既に決定され、シラバスによって学生に示されていたとしても、一定の範囲で講義の内容を見直し、変更することが許容されないと解すべき合理的根拠を見いだすことはできない。そうであるところ、必修科目となったビジネスエコノミクス講義の内容をシステムダイナミクスを用いた経済学からシステムダイナミクスを用いない基本的かつ一般的なものに変更することについてビジネス研究科の教授会で審議・議決されたことを示す客観的な証拠は見当たらないものの、他方で、近藤委員長が独断でカリキュラムを変更したことをうかがわせる事情も見当たらない。むしろ、上記変更の内容が、教授会の審議を経て1年次の必修科目（コア科目）とされたビジネスエコノミクス講義について、その内容を発展的な手法であるシステムダイナミクスを用いた経済学からシステムダイナミクスを用いない基本的かつ一般的なものにするというものであって、新たに必修科目とされたビジネスエコノミクス講義の内容をその主旨に沿った内容に改めるものにすぎず…ビジネス研究科の規模や態勢に照らせば、ビジネス研究科においては、上記のような内容、程度の変更は、教授会の暗黙の了解の下に国際プログラム委員会に委ねられていたものと認められる…控訴人の学問の自由を侵害したものということはできない」などと判示する（14頁）。

2. 教授会の審議・承認を経ないシラバスの変更・科目担当外しの違法

（1）原判決は、ビジネス研究会においてはシラバス変更・科目担当外しは、「暗黙の了解の下に」国際プログラム委員会に委ねられていたなどと認定するが、そのような了解などどこにも存在しない。憲法23条の学問の自由が保障する教授会審議を無視する違法行為であり、旧学校教育法93条にも違反し、到底容認できない。

(2) ビジネス研究科教授会規程（乙4）は、教授会の審議事項として「教育研究に関する事項」「教育課程に関する事項」「教員の人事に関する事項」などを掲げており、教授会は構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する（6条1項）など、定足数や議決についての定めがある（その他構成員の資格（2条）、招集（4条）の規程もある）。教授会の決定事項を、安易に教授会外の組織に委ねることは、旧学校教育法93条は認めていないし、ビジネス研究科教授会規程も認めていない。仮に、教授会の権限の一部を教授会外の組織に委ねることが可能としても、その権限委譲の判断自体は教授会において適式な手続を経た上での議決で明示的になされなければならず、「暗黙の了解」などという、事実無根の仮定で権限の委譲を認めることは違法で許されない。このような事実無根の仮定で判決をすることは許されない。

(3) そして、平成24年秋入学の学生のシラバスは、平成24年春段階で既に教授会で審議・承認されていたし、ビジネスエコノミクスのコア科目化に備えて、平成24年秋学期には、まずはシステムダイナミクスを半年間履修することも決まっていた。仮にシステムダイナミクスを用いない講義への変更がなされるのであれば、既に学生が履修している平成24年秋学期（1年次前半）のシステムダイナミクス講義は位置づけを失ってしまい、通年の履修計画が中途半端なものとなってしまう。さらに、シラバスが事前に示されることで、システムダイナミクスを学ぶために国費留学をする学生も存したのであり（あくまで大学「院」に対する高度の教育の問題であり、大学の一般教養の経済学入門とは違うのである）、シラバスの年度途中での変更は学生への不利益も著しいものであり、その変更が仮に許されるとしても、その変更は教授会において審議・承認されなければならない。原判決は、あまりに奔放な大学運営を許容するものであり、大学のガバナンスの体系が崩壊してしまう。シラバスの変更は、仮に許されるとしても教授会の専決事項であり、これを教授会外の一部の組織に権限委譲することは許されないし、まして「暗黙の了解」などというビジネス研究科教授会規程にのっとらない「裁判所の仮定」など許されるはずがない。

(4) 原判決は、憲法23条が制度的に保障する大学の自治の根幹をなす「教授会審議」に違反し、また、旧学校教育法93条に違反する重大な法律解釈の誤りがあるから必ず是正されなければならない。

3. 上記「第2」「第3」に関する申立人本人山口薰の上告受理申立理由

第2と第3の案件に共通しているのは、「教授会審議のない決定は憲法23条「学問の自由」違反の違憲行為である」ということです。この「学問の自由」と密接不可分な関係にあるといわれるのが第2の3項で述べた「大学の自治」です。

大学の自治とは、私なりに解釈すれば経営の自治（理事会等）と研究・教育の自治（教授会等）の2つがコインの両面のように相互関連し合っているものであると思っています。経営の自治とは大学運営に失敗すればその責任を取る経営者の自治であり、研究・教育の自治とは学問の自由を実践する研究者の自治であり、その運営母体が教授会であると思っています。よって研究・教育の自治に失敗すれば、教授会は責任を取らなければなりません。これまでの私の一連の「学問の自由」侵害訴訟での判決は、「学問の自由」を大学の経営サイドに加担するような「経営の自治」と狭義に解釈する方向でなされてきたように思われます。研究・教育に関する法体系的な論理の流れは「学問の自由」→「大学の自治」→「研究・教育の自治」→「教授会での審議」でなければなりません。

こうした観点から上の第2、第3で論証した点は、「カリキュラムの運営母体である教授会で審議・承認されていない案件は全て学問の自由違反の違憲行為である」という単純明快な結論とならざるを得ません。第2の論点では「指導担当外し」が教授会における審議・承認を経ずに行われたということで、これは明白な「学問の自由」侵害の違憲行為となります。高裁はこの論点について違憲行為であるのか否の判断を今回なぜ遺漏（回避）したのか、理解に苦します。

第3の論点では「あなたは偏った経済学を教えている」と一方的に批判され、教授会で承認されていた担当科目を学期途中で強制的に外されたのみならず、研究科長も担当者である私の科目適合性を教授会で再審議する必要もないという暴挙に出てきたということで、この意図的な教授会審議拒否は明らかに「学問の自由」侵害の違憲行為となります。しかるに高裁では、この件に関して教授会の権限を委譲する「暗黙の了解」があったとする事実無根の仮定を持ち出して、よって学問の自由侵害とはならないと判決しました。研究者には合理的理解の及ばない姑息な論理です。

私は現在トルコの国立大学の大学院で「偏った経済学」と同志社から批判された科目を講義し、「学問の自由」の大切さを日々実感しながら研究に没頭しています。そんな異国から眺めていると、「もし教授会で審議しなくても違法ではないとされるならば、日本の研究者はいつ対立グループ等の偏見で背後から鉄砲で打たれるのかわからないと疑心暗鬼になり、やがて批判的な精神で既存の理論や学説に挑戦する勇気を喪失してゆくようになるのではないか」といった暗澹たる日本の近未来がイメージされてくるのです。指導担当や担当科目外のような教授会審議を経ない今回の案件でも違法ではないとされるのであるならば、日本の高等教育はなんもありきの無法地帯となるからです。

「学問の自由」が保障されない高等教育はやがて独善的勢力に支配され、間違なく崩壊してゆきます。それに立脚する国家も崩壊してゆきます。そうした意味でこの高裁判決の持つ悪影響は日本の未来にとって非常に深刻です。教授会

審議を経ない案件は「学問の自由」を侵害する違憲行為であるという明確な判断を後続の研究者、日本の未来のために切望します。

第4. 名誉毀損発言についての法律解釈の重大な誤り

1. 原判決・原判決が引用する一審判決

(1) 原判決が引用する一審判決(原判決で訂正された部分は訂正後の表記をする)は「原判決は「…近藤委員長が、平成25年1月9日に開催されたビジネス研究科の教授会において、原告に対し、原告の授業内容は偏った経済学であり、プログラム上困る等と発言したことは認められる。近藤委員長による上記発言は、その文言のみから見れば原告の研究内容の学問上の差別とも受け止められかねないものであった」としつつ(38頁)、「近藤委員長の上記発言の意図するところは、原告に対して国際プログラム委員会の意見としてシステムダイナミクスという発展的な手法を用いたものではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学を概観する内容が求められるという趣旨であったことが認められ、そのような趣旨の発言であることは、ビジネス研究科の教員であれば、前後の文脈から十分に理解することができたものと考えられる…」「また、控訴人の経歴や本件記録からうかがわれる控訴人の学術上の成果等にも鑑みれば、ビジネス研究科の教授会での上記発言によって、控訴人の学問上の名誉や信用が害されたとは考え難い」として、その違法性を否定する(一審判決38頁以下・原判決11頁以下)。

(2) 原判決は、「教授会に出席していた教員らは、近藤委員長の発言が、ビジネスエコノミクス講義では、システムダイナミクスという発展的な手法を用いたものではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方を概観する内容が求められるという趣旨の発言であったことを十分に理解することができたと考えられ、近藤委員長の発言によって、控訴人の学問上の名誉や信用が害されたとも考え難い」とする(15頁)。

2. 教授会という公式の場での教員の研究分野・教授内容に対する名誉毀損発言の問題であること

近藤国際プログラム委員会委員長の発言は、教授会という公式の場(しかも、申立人の定年延長提案拒否や科目担当外しが既に国際プログラム委員会において「決定」されてしまったことについての事後報告という緊迫した場面)で、申立人の研究分野・教授内容に対してなされたものである。しかも、近藤委員長(グローバルMBAの事実上のトップ)から、科目担当外しがなされ、その結果、定年延長により職場から排除されようとしている一教授に対して行われた発言であり、また申立人をビジネスエコノミクス講義の担当から外す理由として発せられたのであって、近藤委員長の優越的な関係を背景とした言動であり、業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものであって、申立人の大学院における教育研究環境が害される、精神的な攻撃（名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）であり、申立人の学問の自由が確保された研究者としての環境を害するハラスメント発言である（労働施策総合推進法30条の2・パワーハラスメントに係る事業主の雇用管理指針（令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）参照）。

申立人は、「科目担当強要」「指導担当外し」「科目担当外し」「8コマールルの誤った適用」「名誉毀損発言」「グリーンMBAについての誤導」「T I M依頼の握りつぶし」という一連の出来事を、相手方による学問の自由確保義務違反として損害賠償請求しているが、その過程での、近藤委員長の発言により、申立人の学問の自由・教授の自由が確保された環境のもとでの就労が害されたと構成している。さすれば、近藤委員長の発言も、近藤委員長の優越的な関係のもとでなされたものとして違法性を判断すべきである。

3. 申立人の研究者・学者・教授としての学問上の名誉が毀損され、また、名誉感情が害されたこと

(1) 原判決は、教授会に出席していた教員らは、近藤委員長の発言が、ビジネスエコノミクス講義では、システムダイナミクスという発展的な手法を用いたものではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方を概観する内容が求められるという趣旨の発言であったことを十分に理解することができたとするが、ハラスメントの理解において重要なのは被害者である申立人の名誉感情が害されたか、屈辱や精神的苦痛を感じ、不快な思いをしたかである（東京高判平成17年4月20日労働判例914号82頁等参照）。

(2) また近藤委員長の発言はそのままビジネス研究科の議事録に記載されており、また出席をした教授や職員から不特定または多数の第三者に伝播する可能性がある。その結果、伝播した発言については、その文言からは申立人の研究内容の学問上の差別とも受け止められかねないものであり名誉を毀損する。

(3) また原判決は、申立人の経歴や本件記録からうかがわれる控訴人の学術上の成果等にも鑑みれば、ビジネス研究科の教授会での上記発言によって、申立人の学問上の名誉や信用が害されたとは考え難いなどともするが、一般通常人はもとより、教授会に出席した教員を含めて、申立人の経歴や学術上の成果等を理解しているとは限らず、また、近藤委員長の発言は、教授会という公式の場で、申立人をビジネスエコノミクス講義から外した理由としてなされているのであり、申立人の社会的評価は低下し、また低下する危険が生じたのであり、少なくとも申立人の名誉感情は害された（名誉感情の侵害が不法行為となることは最判平成17年11月10日等参照）。

4. まとめ

以上の通り、原判決（及び原判決が引用する一審判決）は、ハラスメントとい

う場面における名誉毀損・名誉感情侵害についての法令解釈に重大な誤りがある。

5. 上記「第4」に関する申立人本人山口薰の上告受理申立理由

拙著「公共貨幣（東洋経済新報社、2015年・甲50号証）」で、「あなたの経済学は偏っている」と一方的に講義を外された精神的苦痛、屈辱感、名誉毀損を、教え子の言葉を引用して「日本のMr.リンカーンはアカデミックに暗殺された」と表現して読者に訴えました（7ページ）。以来、この件は同志社における学問の自由侵害事件として広く世間に知られるようになりました。

その後幸いにも私はトルコの国立大学教授として喪失した研究者の名誉を回復する機会が与えられることになりました。とはいっても当時受けた地獄に突き落とされるような精神的苦痛・屈辱感はいまだに継続しております。研究者にとって研究・教育の機会が奪われることは命を絶たれるのに等しいほどの苦痛だからです。

しかるに高裁判決は「経歴や本件記録からうかがわれる控訴人の学術上の成果等にも鑑みれば・・・控訴人の学問上の名誉や信用が害されたとは考え難い」といった上からの冷酷な目線で被害者の精神的苦痛・屈辱感・名誉毀損を突き放しています。経歴や学術上の成果があれば、何をされても名誉や信用は害されないので我慢しろ」とでもいうのでしょうか。

こんな上からの加害者目線、偏見が日本の裁判官の間で横行しているとすれば恐ろしい限りです。国内の被害者は救済されません。最高裁はこの流れを変えてくれるのでしょうか。

第5. 教授会での審議・承認を経ない総合政策科学研究科からの出講依頼の握り つぶしに関する憲法23条・学校教育法93条の法律解釈の重大な誤り

1. 原判決・原判決の引用する一審判決の判示

（1）原判決が引用する一審判決は「…確かに、総合政策科学研究科からの原告の出講要請に関して、ビジネス研究科の教授会において正式に審議がされたことはないことがうかがわれる…」（40頁以下）、「…やや手続的に不透明な点はある…」（41頁）としつつ、「…同志社大学の専任教員は所属する学部・研究科以外の設置科目を学内出講という形で担当する場合には、当該専任教員が所属する学務・研究科において被告の教員の地位を有することが前提となる…」、申立人について「定年延長を決定しない方向であった」ことなどから違法と評価することは出来ないと結論づけている（40頁以下）。

（2）原判決も、「仮に、上記出講依頼が教授会に諮られていたとしても、その

ことによって、教授会の判断が変わっていた可能性は極めて乏しいと考えざるを得ない」とする（16頁）。

2. 学問の自由を制度的に保障する大学の自治の根幹をなす教授会自治違反

（1）原判決も一審判決も、憶測で教授会に仮に諮られても結論は変わらないなどと決めつけているが、そのような裏付けは全く無い。また、仮に結論は変わらないとしても、教授会における審議事項を研究科長が事前に握りつぶして良いことにはならない。これでは教授会自治の否定である。教授会における審議・承認を受けるという手続は厳正に遵守されなければならず、その機会は保障されなければならない。

（2）既に述べたとおり、憲法23条の保障する学問の自由・教授の自由を制度的に保障する大学の自治の根幹は教授会自治であり、教授会での審議が前提で、個々の教授の学問研究・発表・教授の自由が確保される。旧学校教育法93条も重要な事項の決定は教授会の権限としたのもその趣旨である。他の研究科からの出講依頼という重要な事項について教授会に諮られずに握りつぶされたこと自体が違法であり、教授会における結論の見通しにより違法性は左右されない。

原判決には学問の自由から導かれる教授会自治（憲法23条）あるいは旧学校教育法93条の法律解釈の重大な誤りが存する。

3. 上記「第5」に関する申立人本人山口薰の上告受理申立理由

総合政策科学研究所の5年一貫性の博士課程のカリキュラムが新たに設立され、私はその兼任教授として採用されました。採用に際して5年間の博士課程継続指導（すなわち途中で転職等をしないこと）を大学理事会から約束させられて、文科省に兼任教授として登録されました。にもかかわらずこの5年間指導の約束が途中で一方的に反故にされ、私は博士論文指導中にもかかわらず突如大学を追放されました。

当然のことながらこの採用時の約束を守るべく総合科学政策科から、ビジネス研究科教授会への私の次年度出講要請がなされました。ビジネス研究科長はそれを握りつぶしました。今回の高裁判決でも「ビジネス研究科の教授会において正式に審議がされたことはないことがうかがわれる」と教授会審議拒否を事実認定しました。従って、これまでの議論からこれは明白な「学問の自由」侵害の違憲行為となります。

しかるに高裁は「仮に教授会に諮られても結論は変わらない」として違法ではないとしました。この判決を例えれば、「与党多数の議会ではたとえ審議しても結論は変わらないので、審議をしなくても違法ではない」というに等しいのです。

高裁の裁判官のレベルはここまで低下したのでしょうか。背筋が寒くなるほど恐ろしくなりました。

この結果、私は大学と約束した5年間研究指導をするという「学問の自由」が奪われることになりました。同時に指導中の博士課程院生・留学生数名も、研究指導を受けるという権利、学問の自由が奪われたのです。博士論文指導を途中で一方的に中止された院生の精神的苦痛や絶望感は如何程のものであったのかは、彼らの提出した陳述書からも窺い知れます。不可抗力とはいえ、彼らからすれば私は「研究指導を途中で放棄した同志社大学大学院教授」ということになるので、元教員として今でも元指導院生への謝罪の気持ちで一杯です。

同時に、博士課程指導放棄は公器としての大学の社会的背信行為であり、大学の自治の放棄であり、明白な「学問の自由」侵害の違憲行為です。この重大責任は大学学長、理事会にありますが、今回の判決で高裁は学長のこれらの違法行為については一切沈黙しております。

もしこのような高裁判決が定着するとなれば「日本の大学では研究指導が途中で打ち切られても違法ではない。学生は常に被害者にされる」事例として国内外に拡散され日本の高等教育は恥さらしとなり、やがて日本は教育モラルのない国であるとみなされるようになります。私は愛国の研究者としてこのことを憂慮しております。日本の未来の高等教育の発展のためにも、こうした国益に悪影響をもたらす高裁判決は正されなければなりません。

以上